

議案第 88 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「1の年」を「1の年度」に改め、同条第3項中「翌年」を「翌年度」に改める。

第17条第3項中「1暦年」を「1年度」に改める。

付則に次の2項を加える。

(年次休暇の特例)

- 4 令和3年1月1日から同年3月31日までににおける職員の年次休暇の日数は、第8条第1項の規定にかかわらず、7日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員においては、1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を7日に乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))を限度として規則で定める日数とする。
- 5 第8条第3項の規定にかかわらず、令和2年12月31日に生じた年次休暇の残日数のうち、同項の規定により繰り越した日数については令和3年1月1日から同年3月31日までの間に、その余の日数については令和3年度にそれぞれ繰り越してこれを与えることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項及び第3項並びに第17条第3項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「新条例」という。)付則第4項の規定による年次休暇に残日数が生じた場合は、新条例第8条第3項の規定にかかわらず、令和4年まで繰り越してこれを与えることができる。